

議案第 2 1 号

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぐことを基本とする。
- 2 生活バス路線維持補助のうち、河内町単独の運行補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。
- 3 代替バス運行費補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。

協定項目	交通関係事業の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま引き継ぐことを基本とする。 2 生活バス路線維持補助のうち、河内町単独の運行補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。 3 代替バス運行費補助については、住民生活に影響を与えるものであるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、広域的な視点からの調整が必要となることから、段階的に調整する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 各種事業の実施状況（○は事業を実施しているもの、×は事業を実施していないもの）					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
新交通システムの導入 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
自転車利用・活用の促進 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
交通バリアフリー対策の推進 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
高度道路交通システムの導入 に関する調査研究 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
タクシー業界との連絡調整 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
総合的な交通体系および交通 円滑化施策の検討 ○	×	×	×	現行のまま引き継ぐ	
烏山線利用促進 ○	×	×	○	現行のまま引き継ぐ	
2 各種制度の差異の状況					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
生活バス路線維持補助（県補助金 交付要領に基づく協調補助）					
バス系統数 155系統	5系統	1系統	5系統	現行のまま引き継ぐ	
補助路線数 16路線	1路線	なし	5路線		
支出額 16,903千円	54千円	0千円	1,431千円		

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
生活バス路線維持補助（河内町単 独の運行補助）				
路線系統数 なし	なし	なし	1 系統	平成 1 6 年度から、河 内町において町単独の 補助制度が導入された ことから、新市に移行後 も当分の間、現行どおり とし、段階的に調整す る。
運行形態 -	-	-	補助金の支出	
運行経費 -	-	-	1 , 0 0 0 千円	
代替バス運行費補助				
路線系統数 なし	なし	9 系統	1 系統	新市に移行後も当分の 間現行どおりとし、段階 的に調整する。
運行形態 -	-	委託	負担金の支出	
運行経費 -	-	3 0 , 0 0 0 千円 （町負担分 15,000 千円）	1 , 2 0 0 千円	
人にやさしいバス導入促進補助				
低床バスの割合 H22 年度目標 2 5 %	-	-	-	現行のまま引き継ぐ
対象車両数 3 9 8 台	2 5 台	-	-	
導入台数 1 0 台	1 台	-	-	
支出額 1 3 , 0 0 0 千円	-	-	-	

交通関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 黒磯市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併予定 新設 1 市 2 町）

有償バスの運行については，合併時に一部料金等の見直しを行い，平成 17 年度までは現行のまま運行する。新市において運行路線及び料金等の見直しを行い，平成 18 年度から新規路線の運行を開始する。

イ 長野市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 1 市 1 町 3 村）

- 1 各種交通安全対策事業については，長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては，現行のとおりとする。
ただし，合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては，現行のとおりとする。
ただし，合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては，すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。

ウ 岐阜市の例（平成 17 年 3 月合併予定 編入 2 市 4 町）

路線バス及び自主運行バスについては，一体性の確保，地域の交通手段の確保の観点から，合併後 3 年を目途に新たに策定する総合交通体系や公共交通ネットワーク計画に基づき，次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 路線バスを運行するバス事業者に対するバス路線維持のための補助制度については，当面現行のとおりとし，合併後 3 年を目途に補助制度の統一を図るものとする。
- 2 市町が主体となって運行する自主運行バスの運行体系，料金等については，当面現行のとおりとし，合併後 3 年を目途に見直しを図るものとする。この場合においては有償を基本とするものとする。

エ 伊豆市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 新設 4 町）

自主運行バス路線は，現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は，現行のとおり引き継ぎ，中伊豆町を基に 2 年以内に新市において補助基準を作成する。

路線バス廃止については，合併時は現行のとおりとし，2 年以内に新市において制度の見直しを行う。なお，新市においてバス路線対策協議会を設置し，新市交通確保計画を作成する。

オ 柳井市の例（平成 17 年 1 月合併予定 新設 1 市 3 町）

生活バス路線については，当分の間現行の路線を維持していくように努める。新たな路線及び運行回数等については，地域の実情や生活環境の変化に応じて，新市において関係機関と協議の上調整する。

カ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

- 1 コミュニティバスの運行事業については，現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については，運行形態の見直しを行い，代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については，現行どおりとし，合併後の利用状況等を見て，見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については，合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし，路線バスの普通料金は，現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については，地方公営企業法の規定の全部適用により，運航するものとする。